

dji AVATA 2

DJI AVATA 2 におけるゴーグルを使用した飛行について

日本国内において、屋外でゴーグルを使用するFPV (First Person View)飛行は、航空法における「承認が必要となる飛行の方法」の中の「**目視外飛行**」に該当します。この条件下で飛行を行う場合には、航空局長の**承認**が必要となり、国土交通省へ承認申請を行う必要があります。同法および関係法令を遵守し、安全確保に努め飛行させてください。

なお、DJI Goggles 3 はスマートフォン・タブレットを有線接続して画面の外部表示(モニター表示)を行うことが可能です。操縦者が機体を直接目視しながら飛行する場合は、目視外飛行には該当しません。

建物内(屋内)での飛行は航空法の規制対象外となる為、飛行許可・承認は不要です。

無人航空機飛行許可・承認の手続き

国土交通省のドローン情報基盤システム2.0 (DIPS2.0)では、上記の「目視外飛行」を含む飛行許可・承認の申請をインターネットを通じてオンラインで提出することが出来ます。詳細は、ドローン情報基盤システム(DIPS2.0)サイトを御確認ください。

ドローン情報基盤システム2.0 (DIPS2.0)



- ・無人航空機の登録手続き
- ・無人航空機の飛行(特定飛行)に関する許可・承認申請
- ・無人航空機の飛行計画の通報・確認
- ・無人航空機に関する事故等発生時の手続き

<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>



無人航空機の飛行ルール

飛行禁止エリア

- ① 空港等の周辺
- ② 150m以上の上空
- ③ 人口集中地区(DID)
- ④ 緊急用務空域
- ⑤ 国の重要施設の周辺
- ⑥ 防衛関係施設の周辺
- ⑦ 外国公館等の周辺
- ⑧ 原子力事業所の周辺

承認が必要となる飛行の方法

- ⑨ 人や物件との距離が30m未満の飛行
- ⑩ 催し場所での飛行
- ⑪ **目視外飛行**
ゴーグル使用のFPV飛行含む
- ⑫ 夜間飛行
- ⑬ 物件投下
- ⑭ 危険物輸送

遵守事項

- ⑮ 飲酒時の飛行禁止
- ⑯ 危険な飛行の禁止
- ⑰ 飛行前点検
- ⑱ 航空機との衝突予防

関連Webサイト



・これらの法令・ルールに違反した場合には、法律による罰金または懲役が科されることがあります。詳しくは、国土交通省航空局のウェブサイト、警察庁のウェブサイトを御確認ください。
 ・本ページを通じて提供される法律関連情報は、あくまで注意・参考までに提供するものであり、網羅的なものではありません。お客様はご自身の責任においてドローンを安全かつ適法的に御使用ください。

・記載内容は2024年4月現在のものです。最新の情報については、お客様ご自身でウェブサイト等で御確認ください。